

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】

3

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】

4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局総務部子ども図書館準備室を教育委員会中央図書館に移管することに伴い、所管会計管理者を会計管理者から小倉北区会計管理者に改めることにしました。

この規則は、平成30年11月1日から施行することにしました。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第59号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

	企画調整課	企画調整課長	
	子ども図書館準備室	子ども図書館準備室長	を

」

「

	企画調整課	企画調整課長	に
--	-------	--------	---

」

改める。

別表第2の小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

	奉仕課	奉仕課長	を
--	-----	------	---

」

「

	奉仕課	奉仕課長	
	子ども図書館準備室	子ども図書館準備室長	に

」

改める。

付 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月30日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第18号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和43年北九州市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次の部」の次に「、室」を加え、同条総務部子ども図書館準備室の項を削る。

第2条総務部子ども図書館準備室の項を削る。

第4条第3項中「学力・体力向上推進室長」を「室長」に改め、「子ども図書館準備室長及び」を削る。

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市教育機関事務分掌規則(昭和50年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課長」の次に「、室に室長」を加える。

第5条第2項中「課長」の次に「(室長を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条中「その長」の次に「、第4類の教育機関にあっては所属課の長」を加える。

別表第2の中央図書館の項に次のように加える。

子ども図書館準備室

企画係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 子ども図書館の開館準備に関すること。
- (3) 子ども図書館における各種イベント等の計画に関すること。

学校図書館支援係

- (1) 学校図書館の支援に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 読書活動における学校との連携及び協力の推進に関する

こと。

付 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。